

第36回定例総会議事録

1. 日 時	令和6年3月8日（金）午後3時15分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 801会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝来野 清      2番 阿部 清      3番 大野 功二 4番 平山 孝行      5番 得丸 芳昭      6番 齊藤 耕一 7番 秋吉 和行      9番 齊木 清範      10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫      12番 筒井 昌一      13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
1名	8番 加藤 隆生
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第36回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第36回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、議事録署名委員に6番の齊藤委員さん、12番の筒井委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請です。1番について植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番協委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南西へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は3条同時申請分を差し引いて約73aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当等との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番協委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南西へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、</p>

<p>議長</p>	<p>トラクターを1台所有しており、コンバイン、田植機を各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は3条同時申請分を差し引いて約29a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2ページ 3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>6番齊藤委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は福宗環境センターから南西へ約1km の距離に位置した農地であり、現地はカキが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカキを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、耕うん機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約84a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>7番秋吉委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p>

<p>議長</p>	<p>申請地は、今市町公民館から北東へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において県の奨励品種であるキウイを栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機を各1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約83a となります。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ3ページ、5番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>11番脇委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から南へ約100mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、田植機、コンバイン、畦塗機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約73a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>3番大野委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p>

<p>議長</p>	<p>申請地は、坂ノ市小学校から東へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地はカキの苗木が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカキを栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約30aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>3番大野委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、小佐井小学校から東へ約450mの距離に位置した農地であり、現地はカボス、カキ、シイタケが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカボス、カキ、野菜を栽培予定です。農機具は刈払機を1台所有しており、耕うん機1台を借用している。なお、契約成立後の経営面積は約21aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ5ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

13番二宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上野丘高等学校から西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地はミカン、ビワが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は同一世帯である譲渡人の子で、申請地においてミカンを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、耕うん機を2台、トラクター、ユンボ、田植機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約97aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
5番得丸委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川添小学校から南西へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は7連棟のビニールハウスでニラが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてニラを栽培予定です。農機具はトラクターを6台、草刈機を4台、田植機、コンバイン、耕うん機、堆肥まき機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約29aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ6ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番得丸委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JA 大分市カントリーエレベーターから南へ約400mから650mの距離に点在した農地であり、現地の1筆は一部に農業用倉庫が設置されており、その他の申請地はすべて保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻、ジャガイモ、カボチャ、ナス、キュウリを栽培予定です。農機具は乾燥機を3台、トラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約25a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ7ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
11番脇委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから南西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、保育所等の経営事業を営む法人が認定こども園として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意</p>

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
5番得丸委員	認定こども園とはどういったものになるのでしょうか。
事務局	保育所と幼稚園の機能を兼ね備えたものが認定こども園になります。
議長	他に質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ8ページ 1番については、私の担当地区ですので、私から報告します。
議長	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、滝尾小学校から南東へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は既に駐車場用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、砂利採取販売業等を営む法人が駐車場用地として利用するものであり、既に転用済みのため始末書が添付されています。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議



	<p>会での意見を報告してください。</p>
13番二宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分西中学校から南西へ約1.7kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、建築機材等の販売事業を営む法人が重機置場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、9ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。</p> <p>1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番脇委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館から南西へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状</p>

議長	<p>況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地において水稻、麦を栽培予定です。農機具はトラクターを4台、田植機、コンバイン、ウイングモア、ホイールローダーを各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約1ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は牧草のイタリアンが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、モア、軽トラックを各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は中間管理事業同時申請分と併せて約3.4ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の10ページは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。</p>

事務局	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。再設定の案件です。ハウスで花を栽培しており、権利は変更ありませんが賃借料が280,000円から250,000円に減額した再設定となっています。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目に問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、11ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、野津原中学校から南西へ約800mから1.7kmの距離に点在した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラック、乾燥機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約1.7haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意</p>

議長	<p>見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の12ページ 1番は大野委員さんの案件ですので、大野委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(大野委員退室)</p>
議長	<p>では、阿部委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番阿部委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南東へ約360mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、草刈機、耕うん機、軽トラックを各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約42a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、12ページ 1番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、12ページ 1番は承認することとします。 では、大野委員さんは着席をお願いします。</p>
議長	<p>(大野委員入室)</p> <p>それでは、次に12ページ 2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川添小学校から北東へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において牧草を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、耕うん機、軽トラックを各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約1.1haとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ13ページ 1番は、私の担当地区の案件ですので、私から報告します。</p>
議長	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅から北東へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。</p>

<p>議長</p>	<p>農機具は草刈機、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約14a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番も、私の担当地区の案件ですので、私から報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地の1筆は JR 滝尾駅から北東へ約140m、その他は南東へ約350mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、コンバイン、田植機、動力噴霧器を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約1ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ14ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>12番筒井委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、松岡小学校から北西へ約400mの距離に位置した農地であ</p>

議長	<p>り、現地は保全管理されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地においてニンニクを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、軽トラックを2台、トラクター、耕うん機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約49a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、採決した12ページ 1番を除く、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p>
議長	<p>次に、15ページ 第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>15ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、湛水地区に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、飼料用作物を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分と併せて約3.4ha となります。</p>

	<p>16ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、冬田地区、上冬田地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約9.5haとなります。</p> <p>17ページ 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業で、契約成立後の経営面積は約10.6haとなります。</p> <p>18ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野間地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に米、麦、ニンニクを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約20.2haとなります。</p> <p>19ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、津守地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は新規就農者で、主に多肉植物を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約12aとなります。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	
議長	なければ、第4号議案について採決します。



	<p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、20ページ 第5号議案 非農地証明願について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>20ページ 1番です。土地の表示、申請者、申請内容等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は工場及び資材置場として利用されていました。</p> <p>21ページ 1番です。土地の表示、申請者、申請内容等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校から南西へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は山林化していました。</p> <p>22ページ 1番です。土地の表示、申請者、申請内容等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川添小学校から南西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は進入路として利用されていました。</p> <p>各審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、非農地決定することに賛成の方へ挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、23ページ 第6号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、野津原中学校から南西へ約2.3kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ24ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、竹中中学校から東へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意</p>

	見でした。
事務局	議案について補足説明ですが、議案の内筆面積が総面積より大きくなっている点について説明します。登記簿上の面積は330㎡になっていますが、申請に際し、改めて確定測量を行ったところ、実際は523㎡ありました。申請は実際の面積である523㎡の内、転用面積は382㎡で、残りの141㎡は農地として残ることになり、農地法の施行規則の中に面積については登記面積を基本とするようになっていきますので、議案は登記面積を記載しています。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
5番得丸委員	税金はどうなりますか。
事務局	税金は確定測量後の面積で計算することになると思います。
議長	<p>その他ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は承認します。</p> <p>次に、25ページからの 第7号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	第7号議案についてご説明します。

	<p>25ページです。農地法第3条の3届出で時効取得、相続により農地を取得したという届出が合計で4件提出されています。</p> <p>次は26ページから28ページです。農地法第4条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において、所有者自身が転用する届出が合計で8件提出されています。</p> <p>次は29ページから32ページです。農地法第5条第1項第6号届出で、市街化区域に農地において、権利移動を伴う転用の届出が合計で34件提出されています。</p> <p>次は33ページです。18条第6項通知で中間管理事業の配分先について、双方合意での解約の届出が1件提出されています。</p> <p>次は34ページです。利用状況調査に係る非農地決定です。相続農地国庫帰属の申請分で、令和6年1月22日に現地調査を行い、3人以上の委員さんに判定いただき非農地決定した案件が1件です。</p> <p>最後は、35ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画についてです。携帯電話基地局新設工事の事前計画書が1件提出されています。</p> <p>報告事項は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>特にありません。</p>
議長	<p>なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。</p> <p>その他で、何かありませんか。</p>

議長	(質問・意見なし)  なければ、これで第36回定例総会を閉会します。
----	--